

ボランティア登録各位様

セカンドハーベストジャパンの活動に対する保険について

NPO活動総合保険に加入しております。付保内容は以下のとおりになっておりますので、御確認下さい。

● NPO賠償責任保険

○NPO団体の活動中・活動の結果、または所有、使用もしくは管理する施設に起因する損害賠償事故

○職員・会員等の相互間の身体の障害・財物の損壊に関わる損害賠償責任

賠償責任	施設・生産物および 対人・対物共通	1事故保険期間中	2億円
------	----------------------	----------	-----

● NPO団体傷害保険

○NPO団体の活動従事中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、次の保険金をお支払いいたします。

(自宅から活動場所への通常経路往復途上の事故も含みます。)

傷害保険	死亡保険金額	500万
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	3,000円

(注) ※セカンドハーベスト以外の活動は保険適用外になりますので御了承下さい。

※海外での治療に関して医師の診察を受けなければ対象にならない。

● 賠償責任保険金をお支払い出来る例

- Aさんがセカンドハーベストの活動中にBさんが誤ってAさんを押してしまいAさんがケガしてしまった。
- Aさんがセカンドハーベストの活動中に誤ってCさんをケガさせてしまった。
- Bさんがセカンドハーベストの活動中に誤ってCさんの財物を損壊させてしまった。



提供した飲食物がもとで
利用者が食中毒を起こした。



自転車で活動中に通行
人にぶつかりケガをさせ
た



登録会員が設置した資材
が倒れ利用者がけがをし
た

● 傷害保険お支払いできる例

- Aさん、Dさんがセカンドハーベストの活動の為、自動車で活動地にむかう途中に事故にあいケガしてしまった
- Bさんが自宅から活動場所に向かう途中または活動場所から自宅に帰る途中にケガをしてしまった。
(自宅とNPO活動場所との通常経路往復中のみ)



活動の調理中にヤケドを
した



自宅から活動地へ向かう
途中自動車にはねられケ
ガをした

※ A、Bさん＝登録会員の皆さん Cさん＝利用者 Dさん＝セカンドハーベスト職員